

計画主体名	島根県（代表） 邑南町		
計画期間	H29 ～ R3		
実施期間	H29 ～ R2	総事業費（交付金）	35,000千円（19,250千円）

1 計画全体について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	農林地等保全整備を行い、保全活動のための準備休憩施設を整備することにより地域農業を持続させ、交流型農業の継続及び地域の活性化を目標としており、法及び基本方針の定住等及び地域間交流の促進の目的に合致する。
事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○	棚田という地域資源を活用し、都市住民等への農山漁村への理解を促進するとともに、地域住民との交流を図るものであり、農地等補完保全整備により棚田を整備し、自然環境等活用交流学习施設を整備することにより交流人口の増加を図るという交付対象事業の構成は妥当である。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	過疎地域自立促進計画においては、耕作放棄地の解消、防止や豊かな自然等を活用した観光ルートの整備及び田舎ツーリズムの推進を謳っており、また、邑南町「明日が見える邑南戦略」に掲げている「たくさんの出会いがあるまち 交流人口 年間100万人の確保」、公民館単位の地区別戦略の口羽地区での「地域資源を生かした多様な山村交流プログラム」、阿須那地区での「阿須那まるごと交流事業」との整合がとれている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	神谷地区で棚田オーナー制度を実施している「神谷棚田保全組合」との協議により、関係農業者をはじめ地域住民等の合意を得ている。
活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○	「神谷棚田保全組合」構成員8人の内、4名の女性の意見や提案を聞く機会を設けている。
事業の推進体制は確立されているか	○	「神谷棚田保全組合」を中心に推進体制が確立されており、棚田オーナーの受入拡大や観光協会と連携して交流の促進を図っていく。

目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	棚田の整備と交流学習施設の整備により、目標である「棚田を活用した交流型農業の発展及び交流人口の増加」に結びつぐため、整合性は確保されている。
農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合がとれているか	○	「明日（みらい）が見える・地域が輝く 邑南戦略」（邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略）との整合性はとれている。
計画期間・実施期間は適切か	○	実施期間 4年（1年目は実施設計、2～4年目は工事実施）とし、3年後には地元の受入体制の整備を図り、4年目に本格的に交流を図ることとしており、適正である。
交付金要望額は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○	交付額算定交付率から算定した範囲となっている。

2 個別事業について

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	新たに取り組む事業である。
土木・建築構造物等の施行にあたっては、各種関係法令および設計基準に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか	○	関係法令に基づき協議調整の上で変更設計しており、実現可能な構造であり、島根県工事検査規則に基づき検査を実施する。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	—
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村振興交付金実施要領の別紙 6 に定める基準を満たしているか	—	—
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○	2 次製品水路の耐用年数 17 年、遊歩道（コンクリート舗装）は耐用年数 15 年で、5 年以上となっている。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領に基づき算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	第2第3項に該当する事業であるため1.0とみなし算定。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	○両事業メニュー共通 邑南町全域が過疎、山振、特農地域であり、地域住民の活動の促進に関する措置「ふるさと水と土保全対策基金」がなされており、対象地域の勾配1/20以上の農用地の面積が該当地域の全農地面積の1/2以上(大庭下 全体39,000㎡ 1/20以上7,402㎡ 神谷 全体50,658㎡ 1/20以上50,658㎡) 神谷工区は田園マスタープランにて環境創造区域となっている。 ○小規模農林地等保全整備 土地改良施設の整備を行う受益面積は1.27haで1.0ha以上であり要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	邑南町が所有、管理するため目的外使用の恐れはない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	平成28年度の棚田オーナーは広島県などから6組となっている。また、軍原キャンプ場は学校の野外体験活動や県内外のキャンプ愛好者などが年間約140人(延べ人数)利用しており、オーナー制度の拡大によって交流人口の増加が見込める。
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか。	○	近隣に類似施設はない。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	春には、地元の保育園児や小学校児童による鮎放流や自然観察会の開催を見込んでいる。夏は地元行事として、虫送り行事、公民館活動、PTA活動によるキャンプ・自然体験等の利用を見込んでいる。棚田オーナーの家族利用については夏場のキャンプあるいは川を利用した自然体験などでの利用を見込んでいる。また、農泊を利用した自然体験プログラムのフィールドとして利用も見込んでいる

施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	本施設は、一級河川の江の川の支流出羽川沿いにあり、夏場は鮎釣りが盛んに行われ、魚釣り川遊び等のできる自然環境に恵まれており、また、古戦場ということで、それにまつわる言い伝えや史跡等もありそれらに関わる活用方法等も検討している。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	—	—
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	—	—
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	小規模農林地等保全整備については流量計算などにより適正な水路断面を選定している。 自然環境保全・活用交流施設については人・台車が通る最小限の幅員としている。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	一般車両は進入しないこととし、コストの低減を図る。 また、関係機関との協議により必要最小限の構造物としている。
附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	—
備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—	—
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	神谷から軍原まで5 Kmであるが、近隣に同様の施設がないため、本施設を利用した交流活動を行いたい。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	新設区間は、河川区域内であり占有協議済みである。 改修区間は、民地を町が借地しており施工同意を得ている。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村振興付金実施要領の別紙6（平成28年4月〇日付け28農振第〇号農林水産省農村振興局長通知）に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	—
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知）Iの第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	—

整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	—	—
地域間交流拠点については、延べ床面積m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	—	—
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	—	—
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	—
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	—
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	—
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	—
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	県の令和2年度当初予算に計上する予定であり、資金調達計画は策定しない。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	一般競争入札で行う予定である。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	邑南町において適切に管理を行う。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が 5,000 万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	—
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	—
他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか（ある場合には、事業名を記載すること。）	○	重複申請はない。
生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○	生産振興を目的とする施設整備ではない。
他の施策（強い農業づくり交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○	他の施策において交付対象となる施設ではない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 活性化計画を公表する場合、事前点検シート及び判断の根拠となった資料についても併せて公表するものとする。